

伊勢原市畜産業物価高騰対応費事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、コロナ禍における配合飼料等の価格上昇が畜産経営に及ぼす影響を緩和するとともに、畜産農家の経営の安定化を図るため、畜産農家の価格上昇分に要する経費に対し、予算の範囲内において伊勢原市畜産業物価高騰対応費事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、伊勢原市補助金等の交付規則（昭和55年伊勢原市規則第19号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 配合飼料 配合飼料価格安定対策事業補助金交付等要綱（昭和50年2月13日付け50畜B第303号農林事務次官依命通知）第2（1）に定める配合飼料価格安定基金の交付の対象となる飼料又は飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年4月11日法律第35号）に基づき配合飼料の表示がある飼料をいう。
- (2) 輸入乾牧草とは、外国産のマメ科及びイネ科の牧草を乾燥させた飼料をいい、ビートパルプ、バカスなど、植物（砂糖大根、サトウキビ）を原料とする製造粕類は含まない。
- (3) 飼料 配合飼料及び輸入乾牧草をいう。
- (4) 県補助事業 神奈川県が畜産業物価高騰対応費補助事業交付要綱（以下「県要綱」という。）に基づいて実施する県要綱第2条第6号に規定する配合飼料価格高騰支援事業、同条第7号に規定する輸入乾牧草価格高騰支援事業、同条第8号に規定する原油価格等高騰支援事業及び同条第9号に規定する単味飼料価格高騰支援事業をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象とする者（以下「補助対象者」という。）は、県補助事業において補助金の交付決定を受けた者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 伊勢原市内に農場がある畜産農家で、伊勢原市畜産会に加入しているものであること。
- (2) 令和5年度以降も市内の農場で畜産経営を継続し、畜産物を出荷する見込みがあること。
- (3) 令和5年度以降も配合飼料価格安定制度に継続して加入し、又は新たに加入すること。

(補助対象事業及び経費)

第4条 補助金の交付の対象とする事業（以下「補助対象事業」という。）及び経費は、県補助事業の交付決定を受けた事業とし、補助対象者に対し、飼料購入費及び畜舎等の電気代の価格上昇分に係る経費の一部を補助するものとする。

(補助金の額)

第5条 補助対象事業ごとの交付単価及び補助金の額は、別表のとおりとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を申請する者（以下「申請者」という。）は、伊勢原市畜産物価高騰対応費事業補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、県補助事業の交付決定を受けた年度の12月26日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 県補助事業の交付決定又は変更交付決定通知書の写し
 - (2) 県補助事業の交付申請又は変更申請時に提出した交付申請額算定シートの写し
 - (3) 配合飼料価格安定制度の契約書の写し
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- （交付の決定）

第7条 市長は、前条の申請があり、審査等の結果、補助金を交付すべきものと決定したときは、伊勢原市畜産物価高騰対応費事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

（変更交付の申請）

第8条 前条の通知を受けた者が、補助金の交付申請額を変更しようとする場合は、伊勢原市畜産物価高騰対応費事業補助金変更交付申請書（第3号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 県補助事業の変更（中止、廃止）承認通知の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

（変更交付の決定）

第9条 市長は、前条の申請があり、審査等の結果、交付する補助金額を変更すべきものと決定したときは、伊勢原市畜産物価高騰対応費事業補助金変更交付決定通知書（第4号様式）により通知するものとする。

（変更の承認）

第10条 規則第6条の規定により補助金の交付決定を受けた事業の内容若しくは経費の配分の変更（次条に定める軽微な変更を除く。）又は中止若しくは廃止をしようとする場合は、伊勢原市畜産物価高騰対応費事業補助金交付決定事業変更（中止・廃止）承認申請書（第5号様式）に変更の理由又は中止若しくは廃止の理由等を記載し、関係資料を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、伊勢原市畜産物価高騰対応費事業補助金交付決定事業変更（中止・廃止）承認申請書が提出され、審査等の結果、変更又は中止若しくは廃止すべきものと決定したときは、伊勢原市畜産物価高騰対応費事業補助金交付決定事業変更（中止・廃止）承認決定通知書（第6号様式）により通知するものとする。

（軽微な変更）

第11条 規則第7条第1項第1号の軽微な変更は、補助対象事業の内容又は経費の配分の変更に伴う補助金の額の変更が20パーセント以内で行われる場合とする。

（申請の取下げ期間）

第12条 規則第9条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、交付決定の通知を受けた日から10日を経過した日までとする。

（補助金の交付）

第13条 補助金は、補助対象事業が完了した後において交付するものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、補助対象事業の完了前に補助金の全部又は一部を概算払により交付することができる。

2 前項の規定により補助金の交付を受けようとする者は、伊勢原市畜産業物価高騰対応費事業補助金交付請求書（第7号様式）に伊勢原市畜産業物価高騰対応費事業補助金交付決定通知書又は伊勢原市畜産業物価高騰対応費事業補助金変更交付決定通知書の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

3 第1項ただし書の規定に基づき補助金の概算払を受けようとする申請者は、伊勢原市畜産業物価高騰対応費事業補助金概算払請求書（第8号様式）を添付するものとする。

（実績報告）

第14条 規則第14条の規定による実績報告は、伊勢原市畜産業物価高騰対応費事業補助金実績報告書（第9号様式）により、当該補助事業等の完了の日から10日以内に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 飼料の購入数量が分かる資料

(2) その他市長が必要と認める書類

（補助金の確定）

第15条 市長は、伊勢原市畜産業物価高騰対応費事業補助金実績報告書が提出され、規則第15条の規定により補助金の確定を行った結果、第7条の交付決定の額（第10条の変更交付決定を行った場合は、その額）と確定額が相違する場合は、伊勢原市畜産業物価高騰対応費事業補助金確定通知書（第10号様式）により通知するものとする。

（決定の取消し）

第16条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 報告若しくは調査を拒否し、又は妨害したとき。

(3) その他補助金の交付に関する規則又は当補助金要綱に違反したとき。

（補助金の返還）

第17条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助対象の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 申請者は、第15条の規定により補助金の確定が行われた場合において、既に確定額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて確定額を超える部分の補助金を返還するものとする。

（関係書類等の整備）

第18条 補助金の交付を受けた者は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を当該補助事業の完了の日の属する市の会計年度の翌年度から10年間保存しなければならない。

2 補助対象事業を行う者が法人その他の団体である場合であって、前項に規定する証拠書

類等の保存期間が満了しない間に当該団体が解散する場合は、その権利義務を継承する者（権利義務を継承する者がいない場合は市長）に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

（委任）

第19条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（令和4年12月14日告示第161号）

（施行期日）

1 この告示は、公表の日から施行し、令和4年4月1日以降に実施する事業について適用する。

（要綱の失効）

2 この告示は、令和5年5月31日をもって失効する。ただし、この告示の失効までに補助金の交付を受けた者に対する第16条、第17条及び第18条の規定は、令和5年5月31日以降も、なおその効力を有する。

別表（第5条関係）

補助対象事業	交付単価	補助金の額
配合飼料価格高騰支援事業（畜産農家に対し、配合飼料購入費の一部を支援）	1 国の配合飼料価格安定制度 加入分 6.7円（7月分以降は、 7.4円） 2 国の配合飼料価格安定制度 未加入分 8.7円（7月分以降 は、11.5円）	交付単価に、令和4年4月1日 から令和5年2月28日まで の飼料納品量（kg）を乗じて得 た額（当該額に1,000円未 満の端数が生じるときは、これ を切り捨てた額）
輸入乾牧草価格高騰支援事業（畜産農家に対し、輸入乾牧草購入費の一部を支援）	1 輸入乾牧草 6.0円 2 輸入ヘイキューブ 12.2円 3 輸入稲わら 7.6円	交付単価に、令和4年4月1日 から令和5年2月28日まで の飼料納品量（kg）を乗じて得 た額（当該額に1,000円未 満の端数が生じるときは、これ を切り捨てた額）
原油価格等高騰支援事業（畜産農家に対し、電気代の一部を支援）	1 酪農 372.3円（10月分 以降は、1323.5円） 2 肉牛 153.7円（10月分 以降は、547.0円） 3 養豚 21.2円（10月分以 降は、75.7円） 4 養鶏 1.0円（10月分以降 は、3.5円）	交付単価に、令和4年2月1日 現在の飼養頭羽数を乗じて得 た額（当該額に1,000円未 満の端数が生じるときは、これ を切り捨てた額）
単味飼料価格高騰支援事業（畜産農家に対し、単味飼料購入費の一部を支援）	1 トウモロコシ 8.7円（7月 分以降は、11.5円） 2 大豆油粕 8.7円（7月分以 降は、11.5円） 3 大麦 5.2円（7月分以降は、 7.7円）	交付単価に、令和4年4月1日 から令和5年2月28日まで の飼料納品量（kg）を乗じて得 た額（当該額に1,000円未 満の端数が生じるときは、これ を切り捨てた額）

第1号様式（第6条関係）

年度伊勢原市畜産業物価高騰対応費事業補助金交付申請書

年 月 日

伊勢原市長 殿

所在地

申請者名称及び
代表者氏名

年度伊勢原市畜産業物価高騰対応費事業に係る補助金 円
の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 事業の目的

飼料価格高騰に対する緊急的な支援を行うことで、畜産農家の負担軽減を図り、畜産農家の経営の安定化を図ることとする。

2 事業の内容

別添交付申請額算定シートのとおり

3 経費の配分及び負担区分

区分	補助対象 事業費	負担区分		備考
		県補助金	市補助金	
	円	円	円	
①配合飼料価格 高騰支援事業				
②輸入乾牧草価 格高騰支援事業				
③原油価格等高 騰支援事業				
④単味飼料価格 高騰支援事業				
計				

4 事業の着手及び完了の予定期日

着手予定 令和4年 月 日

完了予定 令和5年 月 日

5 収支予算

(1) 収入の部

区分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
	千円	千円	千円	千円	
① 配合飼料価格高騰支援事業					
② 輸入乾牧草価格高騰支援事業					
③ 原油価格等高騰支援事業					
④ 単味飼料価格高騰支援事業					
計					

(2) 支出の部

区分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
	千円	千円	千円	千円	
①配合飼料 価格高騰支 援事業					
②輸入乾牧 草価格高騰 支援事業					
③原油価格 等高騰支援 事業					
④単味飼料 価格高騰支 援事業					
計					

(口座振替先)

金融機関名

支店名

口座種別

口座番号

口座名義人 (カナ)

※ 通帳に記載されているフリガナ、口座名義人を確認し、括弧、法人略記まで正確に記載してください。口座名義人と表記が異なると振り込まれない場合があります。

(注) 法人その他の団体にあつては、以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

第2号様式（第7条関係）

伊勢原市指令（ ）第 号

年度伊勢原市畜産業物価高騰対応費事業補助金交付決定通知書

住所又は
所在地

申請者名称及び
代表者氏名

年 月 日付けで申請のありました伊勢原市畜産業物価高騰対応費事業補助金については、伊勢原市補助金等の交付規則第6条の規定に基づいて、次のとおり決定しましたので通知します。

年 月 日

伊勢原市長 印

- 1 補助事業等の名称
- 2 補助金交付決定額
- 3 交 付 条 件

円

（事務担当は、 ）

第3号様式（第8条関係）

年度伊勢原市畜産業物価高騰対応費事業補助金変更交付申請書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所又は
所在地

申請者名称及び
代表者氏名

年度伊勢原市畜産業物価高騰対応費事業補助金の事業計画を変更したいので、
次のとおり申請します。

1 補助事業等の名称

2 変更の内容及び理由

第4号様式（第9条関係）

伊勢原市指令（ ）第 号

年度伊勢原市畜産業物価高騰対応費事業補助金変更交付決定通知書

住所又は
所在地

申請者名称及び
代表者氏名

年 月 日付けで提出されました伊勢原市畜産業物価高騰対応費事業補助金の変更交付申請書の内容を審査しました結果、次のとおり変更交付決定しましたので通知します。

年 月 日

伊勢原市長 印

1 補助事業等の名称

2 変更交付決定額 円
(変更前の交付決定額 円)

3 交付条件

(事務担当は、)

第5号様式（第10条関係）

年度伊勢原市畜産業物価高騰対応費事業補助金交付決定事業変更
（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所又は
所在地

申請者名称及び
代表者氏名

次のとおり伊勢原市畜産業物価高騰対応費事業補助金交付決定事業の変更（中止・廃止）について承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 補助事業等の名称

2 変更の内容
（変更前）

（変更後）

3 変更の理由

第6号様式（第10条関係）

伊勢原市指令（ ）第 号

年度伊勢原市畜産業物価高騰対応費事業補助金交付決定事業変更
（中止・廃止）承認決定通知書

住所又は
所在地

申請者名称及び
代表者氏名

年 月 日付けで提出されました畜産業物価高騰対応費事業補助金の変更（中止・廃止）申請書の内容を審査しました結果、次のとおり承認しましたので通知します。

年 月 日

伊勢原市長 印

1 補助事業等の名称

2 変更（中止・廃止）の内容

（事務担当は、 ）

第7号様式（第13条関係）

年度伊勢原市畜産業物価高騰対応費事業補助金交付請求書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所又は
所在地

請求者名称及び
代表者氏名

㊦

交付決定のありました伊勢原市畜産業物価高騰対応費事業補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて請求します。

- 1 補助事業等の名称
- 2 交付決定額 円
- 3 既交付額 円
- 4 今回交付請求額 円
- 5 未交付額 円
- 6 添付書類

伊勢原市畜産業物価高騰対応費事業補助金交付決定通知書の写し

伊勢原市畜産業物価高騰対応費事業補助金変更交付決定通知書の写し

（注）上記のいずれかにレ印を付けてください。

第8号様式（第13条関係）

年度伊勢原市畜産業物価高騰対応費事業補助金概算払請求書

年 月 日

伊勢原市長 殿

所在地

申請者名称及び

代表者氏名 ㊟

年 月 日付け伊勢原市指令（ ）第 号をもって交付決定のあった事業について、次により、補助金 円を概算払により交付されたく請求します。

事業の種類	概算払を必要とする理由	概算払の時期	金額	備考
① 配合飼料 価格高騰支援事業			円	
② 輸入乾牧 草価格高騰 支援事業				
③ 原油価格 等高騰支援 事業				
④ 単味飼料 価格高騰支 援事業				
計	—	—		—

（事務担当は、 ）

第9号様式（第14条関係）

年度伊勢原市畜産業物価高騰対応費事業補助金実績報告書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所又は
所在地

申請者名称及び
代表者氏名

年度伊勢原市畜産業物価高騰対応費事業補助金に係る実績を次のとおり報告
します。

- | | | |
|---|----------|---|
| 1 | 補助事業等の名称 | |
| 2 | 交付決定額 | 円 |
| 3 | 実績額 | 円 |
| 4 | 不用額 | 円 |

(注) (第1号様式) を添付してください。

年度伊勢原市畜産業物価高騰対応費事業補助金確定通知書

住所又は
所在地

申請者名称及び
代表者氏名

年 月 日付けで提出されました補助金実績報告書を審査しました結果、
次のとおり確定しましたので通知します。

年 月 日

伊勢原市長 印

1 補助事業等の名称

2 補助金交付（変更交付）決定額 円

3 補助金確定額 円

（事務担当は、 ）